

令和8年度特許特別会計概算要求 調査レポート

要約 (Summary)

令和8年度特許特別会計の概算要求額は総額**1,608億円**で、前年度（令和7年度1,544億円）から約64億円増加しました^①。この増額は、特許庁が掲げる「**世界最速・最高品質の審査体制の確保**」と「**イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援**」という二本柱の施策強化によるものです。具体的には、**情報システムの刷新・DX推進や生成AIの活用**といった新規・拡充施策への重点投資、スタートアップ・中小企業支援策の継続・強化、国際的な知財制度調和や海外展開支援の充実が図られています。前年から政策の大枠は継続しつつ、新たに**生成AI導入や未来の知財人材育成**など時勢に即した取り組みが加わっており、知的財産を軸に産業競争力を高める政策の一貫性と進化が見られます。

1. 概算要求総額と主な内訳（対前年度比較と増減理由）

令和8年度の特許特別会計概算要求総額は**1,608億円**で、令和7年度の1,544億円から約**64億円の増額**となりました^①。増額の主な要因は以下のとおりです。

- ・**情報システム刷新・運用費の拡充**: 約**379.8億円**（前年度336.9億円）を計上^②。特許庁の基幹システムを**24時間365日対応**のオンライン出願環境へ刷新・維持するための投資増強であり、これが増額の大部分を占めます^③。老朽化したシステムの更新やセキュリティ強化、デジタルガバメント計画への対応等が含まれています^④。
- ・**審査能力確保経費の維持・微増**: 約**316.6億円**（前年度313.2億円）を要求^⑤。特許の先行技術文献調査や商標の識別力調査など審査に必要な外注費・人件費を確保するものです^⑤。金額は前年並みですが、新たに**生成AIによる検索インデックス生成・付与**といった取組の予算が含まれており（後述）^⑤、審査効率化への投資が盛り込まれています。
- ・**イノベーション創出・知財活用支援策の拡充**: 特許庁が掲げる知財活用支援策には計**53.7億円**（前年度52.1億円）を計上^⑥し、小幅ながら増額となりました。スタートアップ支援や中小企業の海外展開支援、地域知財エコシステム強化などの主要事業で**新規施策や予算増**があり、後述のとおり「未来を担う知財人材育成」など**新規事業**も開始されます。
- ・**INPIT（工業所有権情報・研修館）交付金の増額**: 特許特別会計から独立行政法人INPITへの運営費交付金は**122億円**が要求され、前年度より2億円増となりました^⑦。INPITは中小企業支援や特許情報提供を担う機関であり、各地域での相談窓口拡充や研修事業強化のための増額とみられます^⑧。
- ・**その他経費**: 国際機関拠出金（WIPO分担金等）や知財制度調査研究費、特許庁施設整備費等も含まれます。例えば庁舎の老朽化対策等の**施設整備費に17億円**（前年度11億円）を計上するなど^⑨、インフラ維持費も増加傾向です。ただしこれら個別要素は全体に占める割合が小さく、主要因はやはり上記の**DX投資と支援策拡充**です。

以上のように、増額の中心は**デジタル化関連投資と支援策の強化**です。令和7年度は特許庁システム刷新費用が一時的に減少していましたが、令和8年度は再び大型投資局面となり、その結果総額が増えています^⑤

^③。他方、知財活用支援策も引き続き重視され、小幅ながら予算増となっています。これら増減の背景に

は、特許料収入等の安定的な確保により特許特別会計に財源余力があることや、生成AI対応等の新たな課題への対応、スタートアップ支援ニーズの高まりがあると考えられます。

2. 主な政策目的・重点施策（継続・新規・拡充）

令和8年度概算要求では、政策の大枠として以下の2つの柱が据えられています¹⁰。前年に引き続き継続する施策と、新規・拡充される重点施策を明記します。

- ・(1) **世界最速・最高品質の審査体制の確保（継続・強化）**：無形資産の重要性が高まる中、イノベーション促進には知財制度の迅速・的確な運用が不可欠です¹¹。特許庁は「世界最速・最高品質の審査」を提供し続けることを政策目標として掲げ、必要な人的体制の確保やシステム整備を継続的に実施します¹²。審査官増員や外部調査機関の活用による**審査能力の維持向上**、審査の質を支える研修充実などが継続施策です。令和8年度は特に**生成AIの活用（新規）**や**次世代システムへの刷新（拡充）**により、質と速さの更なる向上を図ります⁵。審査関連施策は基本的に前年からの**継続方針**ですが、新技術導入などで**強化**されています。
- ・(2) **イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援（継続・拡充）**：スタートアップや中小企業など**新たな価値創造の担い手**が知財を戦略的に活用できるよう支援することも主要政策目的です¹³。具体的な重点施策として、**事業段階に応じた知財活用支援**が挙げられています¹⁴。これは令和7年度からの継続施策であり、
 - ・ベンチャーキャピタル等への知財専門家派遣による**スタートアップ支援**（継続）¹⁵、
 - ・大学や国プロ等の研究開発における**知財戦略構築支援**（継続、一部INPIT事業）¹⁵、
 - ・**中小・スタートアップの外国出願支援**（継続、一部補助金）¹⁶、
 - ・地域における**知財相談窓口の整備**（47都道府県に設置、継続）¹⁷、
 - ・自治体・金融機関・支援機関が連携する**地域知財エコシステム構築のモデル地域創出**（拡充）¹⁸、
 - ・金融機関による**知財を活用した事業性評価の推進**（拡充）¹⁸などが含まれます。これらは前年から引き続き実施される施策ですが、令和8年度は**予算増額**や**対象拡大**により一部拡充されています。例えばモデル地域創出事業は対象地域数や支援規模を拡大する方向であり¹⁹、前年度比で予算が約1億円増額されました（後述）²⁰。
- ・(3) **新規・拡充施策の例示**：上記柱を支える個別施策の中で、令和8年度に**新規**または**拡充**されたものを強調します。新規施策としては、**特許分類への生成AI活用**（特許文献の検索インデックス自動生成）⁵や、**未来を担う知財人材育成事業**（地域企業と連携した知財教育プログラムの実施）²¹が挙げられます。拡充施策としては、**特許庁情報システム総合刷新（DX）**の予算大幅増²、**地域知財支援ネットワークの強化**（モデル地域・連携促進事業の拡大）¹⁹、**スタートアップ支援基盤整備の拡大**（好事例の全国共有やネットワーク構築の強化）²²などが該当します。これら新規・強化策はいずれも政策目的達成のための重点として位置付けられており、概算要求資料にも【新規】【拡充】の注記付きで記載されています⁵¹⁷。

以上のように、令和8年度の概算要求では**政策目標そのものは前年と一貫**しており、「迅速・的確な知財審査」と「知財の戦略的活用支援」が両輪です¹¹。その中で、新技術トレンドへの対応や裾野拡大策を織り込み、施策の充実・進化を図っている点が特徴です。

3. デジタル化・DX推進に関する取り組み

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進は令和8年度概算要求の中核テーマの一つです。特許庁では昭和59年度から特許・商標の電子出願システム整備を進めてきましたが²³、近年のデジタル政府戦略に対応して抜本的なシステム刷新を図っています。その具体的取組と予算措置は以下のとおりです。

- ・**特許庁基幹システムの刷新・運用**: 概算要求では「成果重視事業 特許事務機械化庁費」として約380億円が計上されました⁹。この事業は、特許出願の受付から審査・審判・登録・公報発行に至る**特許庁業務全般を支えるシステム環境を整備・運用する**ものです³。具体的には「**24時間365日オンライン出願受付を可能にする**」ため、出願・審査等の各種手続きを完全電子化できる環境を構築し、世界最高レベルの迅速・的確な権利設定を支えるシステムを開発・運用します³。また、経済産業省のデジタル・ガバメント中長期計画に基づき、**老朽化システムの段階的刷新**、法改正や国際連携拡大への対応など必要な機能改修も実施します^{24 25}。この予算は前年度より約42.9億円増額されており、DX投資が大幅に強化されています²。
- ・**ユーザー利便性の向上**: DX推進により、特許庁サービスのユーザー利便性向上が期待されています。例えば、新システム整備により**深夜や休日でも電子出願・手続が可能**となり、中小企業や大学などにとっても利用しやすい行政サービスとなります³。また、審査状況や公報データへのオンラインアクセス強化、手数料納付の電子化やワンストップポータル整備など、ユーザー目線でのサービス改善も並行して図られます（これらはDX計画の一環で逐次実装中）。
- ・**データ活用と業務効率化**: DXのもう一つの柱は、**知財データの高度活用と庁内業務の効率化**です。令和8年度には前述の**生成AI技術**を活用したデータ処理（後述）や、**商標審査支援システム**の高度化等が盛り込まれています。例えば「商標の拒絶理由横断調査事業」では、外部事業者が商標の識別力に関する過去事例を横断的に調査・報告する仕組みを導入し、審査官がそれを活用することで**審査効率を向上**させています²⁶。また、「知的財産行政情報の収集促進支援調査事業」では知財行政に関する各種オープンデータ等の収集・分析を進め、政策立案や情報発信力強化に役立てる狙いがあります。これらプロジェクトを通じて、蓄積された特許・商標データを戦略的に分析・公開し、民間でのデータ利活用（IPランドスケープ等）も促すなど、**知財DX**による社会全体の価値創出が目指されています。
- ・**セキュリティ強化とレガシー対策**: DX推進に伴い、サイバーセキュリティ対策や老朽化システムの置き換えも重要課題です。概算要求では、これらに必要な経費も盛り込まれており、例えば特許庁庁舎のネットワーク更新やバックアップ拠点整備、システム障害対策など**安定稼働に向けた投資**も継続されています²³。レガシーシステムから新システムへの移行は複数年計画で進められており、令和8年度は重要な推進年となります。

以上のように、**特許庁業務のデジタル化・DX**は令和8年度の予算要求でも最重点項目となっており、従来からの取組を加速させる**大規模システム投資**と、新技術活用による業務改革が両輪で進められます³。これにより、ユーザーにとって便利で強靱な知財サービスの提供と、庁内業務の効率化・高度化が図られる見込みです。

4. 生成AIに関する取り組み・活用計画

生成AI（Generative AI）の活用は、令和8年度概算要求における新規トピックの一つです。特許庁は近年AI技術の進展に注目しており、令和4年度から「**先端技術等による特許庁業務改革調査事業**」を開始してAI等の

導入可能性を検討・実証してきました²⁷。その流れを受け、令和8年度には**具体的な生成AI活用策**が初めて予算要求に明記されています。

- ・**検索インデックスへの生成AI活用（新規）**：特許審査分野で、特許文献の検索効率を上げるために**生成AIを用いた検索インデックスの自動生成・付与**を行う取組が新規に導入されます⁵。膨大な特許出願明細書等のテキストから、AIが技術内容を解析して適切な索引（分類タグやキーワード）を自動で付与することで、審査官による先行技術調査を効率化する狙いです。これは特許庁が保有するテキストデータと近年飛躍的に性能が向上した**大規模言語モデル**等を組み合わせることで実現を目指すものです。令和8年度にはまず試行的に実装し、検索精度の向上や審査の迅速化に繋げる計画です⁵。この施策は**新規（【新規】）**として位置付けられ、審査能力確保費の中で実施されます。
- ・**先端技術活用調査事業の継続**：前述の「先端技術等による特許庁業務改革調査事業」は、令和4～8年度の5カ年計画で実施されている**業務改革R&D**です²⁸。本事業では、AIを含む先端技術の特許庁のどの業務に活用すれば効率化できるかを調査・実証しています²⁹。最終目標は5件以上の具体的な特許庁業務について、先端技術導入の可否判断を可能にすることであり、既にいくつかの業務でパイロット的導入が検討されています²⁸。生成AIによるインデックス自動付与もこの流れの一環と考えられ、他にも**画像AIによる意匠公報検索**や**機械学習による審査方針分析**など、様々な応用が模索されています（今後の計画段階）。
- ・**知的財産分野への生成AI活用の可能性**：世間的にも注目される生成AIについて、特許庁はその“攻め”と“守り”双方での活用を視野に入れています。攻めの面では上述のように**業務効率化（審査支援）**への活用が挙げられます。一方、守りの面では、生成AIの台頭に伴う**知財制度上の課題**（例えばAI創作物の取扱い、フェイク特許文書対策等）についても政策的検討を進めています。令和8年度概算要求にも盛り込まれた**工業所有権制度問題研究費**などで、生成AI時代の知財制度のあり方を研究する動きがあります³⁰。これらは直接「生成AI活用」ではありませんが、AI技術の普及を見据えて知財制度をアップデートする重要な取り組みです。
- ・**予算措置**：生成AI関連の取り組みに特化した独立の予算項目は設けられていませんが、上述の**審査能力確保費（316.6億円）**の中で新規施策として位置付けられています⁵。また、先端技術活用調査事業には令和8年度も**1.5億円**（前年同額）が継続計上されています³¹。これらの投資は今後の知財行政におけるAI活用の礎となるもので、**知財分野におけるDXの最先端**とも言えます。

以上より、令和8年度は**特許庁が生成AIを本格的に業務へ取り入れる初年度**と位置付けられます。これにより審査の効率・質向上が期待されると同時に、知財制度全体としてもAI時代に対応すべく一歩踏み出した形です⁵。今後の成果次第では、他の業務（出願書類の自動要約や翻訳、審査理由通知ドラフト作成など）への生成AI展開も考えられるでしょう。

5. 産業界（スタートアップ・中小企業等）への影響と支援施策

特許特別会計の施策は、スタートアップや中小企業といった産業界のプレーヤーに直接的な支援・影響を及ぼします。令和8年度概算要求に盛り込まれた主な支援施策と、それによる産業界への効果を整理します。

- ・**スタートアップ企業への知財戦略支援**：若い企業が知財戦略を構築し成長・資金調達に結び付けられるよう、**スタートアップ知財支援基盤整備事業**が継続・拡充されます²²。この事業（概算要求3.8億円）では、ベンチャーキャピタルやアクセラレータ等の**スタートアップ支援機関に知財専門家を派遣**し、投資先スタートアップへの知財戦略策定を支援します³²。さらに、その成功事例やノウハウを**広く情報発信**し、スタートアップ・知財専門家・支援者の**ネットワーク構築の場**を提供する取組も行われます³²。これにより、スタートアップエコシステム全体で知財への意識向上と支援体制整備が進み、知財を核とした事業成長や**EXIT（上場・売却）**が促進されることが期待されます³²。実際、

知財専門家の派遣によりスタートアップが自社の技術価値を適切に権利化・アピールできれば、投資家からの評価が高まり資金調達が円滑になる効果も見込まれます。

- ・**中小企業の海外展開支援**: 中小企業やスタートアップが海外で特許・商標権を取得し自社製品を展開する際のハードルを下げるため、**中小企業等海外展開支援事業**が引き続き実施されます。令和8年度も**11億円**（前年度同額）が計上されており³³、具体的には**外国特許出願費用や審査請求料、拒絶理由対応費用等の一部助成**を行います³⁴。これにより、中小企業等が複数国に特許出願する際の費用負担を軽減し、**グローバルな権利取得を後押し**します³⁴。また、海外における知的財産侵害対策費用（模倣品対策訴訟等）の助成も含まれ、海外市場進出時のリスク軽減にも寄与します³⁴。産業界にとっては、海外特許取得のコスト・リスクが下がることで**海外展開戦略を立てやすくなる効果**があります。実際、本事業の目標として**日本企業のグローバル特許出願率を向上**させることが掲げられています³⁵。
- ・**知財×金融による中小企業価値向上**: 中小企業が知的財産を活用して企業価値を高め、融資や投資を受けやすくするための取組も拡充されています。「**中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業**」では、知財を織り込んだ**事業計画の可視化**や、金融機関向けの知財評価手法の普及などを行います³⁶。例えば、専門家が中小企業の技術・特許を評価しそれを事業構想書に反映する支援を行うことで、金融機関は知財を裏付けとした事業計画の妥当性を把握しやすくなります³⁶。その結果、金融機関から中小企業への**知財担保融資・投資提案**が促され、中小企業の資金調達機会が増える効果が期待されます³⁶。令和8年度もこの事業の予算が確保されており、シンポジウムやセミナー開催、ツール整備など**普及啓発活動**も併せて実施されます³⁷。知財と金融を結びつけるこの施策は、中小企業の**知財経営**を後押しし、企業価値向上と地域経済の活性化につながると評価できます。
- ・**全国47都道府県での知財支援拠点**: 地方の中小企業にも等しく知財支援が行き渡るよう、**各都道府県に知財総合相談窓口を設置**する取組がINPITの事業として継続中です³⁸。令和8年度もINPIT交付金を通じて運営が支えられます。相談窓口では特許出願手続や権利活用について専門家による無料相談が受けられ、地方企業が身近に知財支援を得られる体制が確立されています。さらに**地域知財支援ネットワーク**を構築し、経済産業局・自治体・金融機関・大学等が連携して中小企業を支援するモデルケース創出事業も拡大中です¹⁹。令和8年度はこの**モデル地域創出事業に3.8億円**（前年2.7億円）を投じ、産業支援機関等への補助を通じて地域ぐるみの知財支援施策を強化します²⁰。例えば、積極的な地域では知財コーディネーター（プロデューサー）を配置して関係機関の連携を主導し、中小企業ごとの課題に寄り添った支援を展開しています³⁹。これらにより、都市部と地方の**知財支援格差の是正**や地方発のイノベーション創出が期待されます。

以上の施策は総じて、**産業界、とりわけスタートアップ・中小企業の知財活動を底上げ**する効果を狙っています。権利取得や活用のハードルを下げ、知財を軸に事業拡大・資金調達・競争力強化が図れる環境を整備することで、日本全体のイノベーション創出力向上につながると考えられます¹⁴。企業側から見ると、直接的な費用補助や専門家のアドバイス提供は非常に実利的な支援であり、知財に積極的に取り組むインセンティブとなるでしょう。

6. 国際展開・国際協力の観点（制度調和、海外展開支援等）

特許特別会計の予算には、日本企業の海外での知財活動を支援し、各国との知財制度の調和・協力を推進するための国際的施策も含まれています。令和8年度の主な国際関連の取組は以下のとおりです。

- ・**海外知財インフラ整備・情報提供事業**: 「**各国における知的財産権制度基盤整備事業**」として**12億円**が計上され（前年同額）⁴⁰、主要国・地域において日本企業の知財活動を下支えする取組が継続されます。具体的には、現地に知財専門調査員を配置し、**諸外国の知財制度や運用の動向を調査**して日本企業に情報提供するほか、現地の日系企業からの**知財侵害相談に対応**します⁴¹。例えば、海外で

模倣品被害に遭った日本企業に対し、現地法律事務所と連携して法制度面の助言を行うなど、**海外での権利行使の支援**も行われます⁴²。さらに、こうした調査・収集した情報は日本政府の知財政策立案にも活用され、各国の制度調和提案等に繋がっています⁴³。この事業はJETRO（日本貿易振興機構）等に委託して展開されており、日本企業の**グローバル特許出願率向上（37%目標）**という成果指標が設定されています³⁵。

- ・**台湾との知財協力事業：** 上記と類似の取組として、「**台湾における知的財産権制度基盤整備事業**」（0.9億円）も実施されます⁴⁴。台湾に進出する日本企業向けに、現地の知財法制や運用動向の調査、情報提供、個別相談対応を行い、台湾での特許出願件数における日本企業割合を向上させる目標（30%超）を掲げています⁴⁵。台湾は日本企業のビジネス展開が多い地域であり、模倣品対策や制度情報の提供を強化することは、日本企業の安心して海外展開できる環境整備につながります。
- ・**知財保護に関する国際協力（対中国等）：** 日本企業の多く進出する**中国**における知財保護強化のため、「**知的財産保護包括協力推進事業**」（0.5億円）を継続します⁴⁶。これは日本国政府と中国政府の間で**新たな知財保護協力の枠組み**を構築し、両国の専門家が共同研究等を行って**中国の知財法制度・運用（審査・エンフォースメント）の適正化**を図る取り組みです⁴⁷。平成25年度から続くプロジェクトで、短期的には中国関係機関へ制度改善提案を年10件以上行うこと、長期的には提言が中国の法改正等に反映される件数を蓄積10件以上とすることが目標とされています⁴⁸。実際に、過去の提言により中国の専利法改正に日本の意見が反映された例もあり、こうした協力は中国で事業を行う日系企業の知財リスク低減に寄与しています。また、中国以外にも新興国との協力（例えばASEAN諸国の審査官受入研修など）や、「**知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業**」（1.3億円）による模倣品対策国際会合の開催等も行われています⁴⁹。これら国際協力策により、各国での知財法制の整備・運用強化が進めば、日本企業にとって海外で権利を守りやすくなる環境が整います。
- ・**国際機関への拠出・連携：** 特許特別会計からは世界知的所有権機関（WIPO）や経済協力開発機構（OECD）への拠出金も支出されます⁵⁰。WIPOへの**分担金・任意拠出金**は国際特許分類の整備や途上国支援（Funds-in-Trust）等に充てられ、グローバルな知財制度調和・発展に資しています。また、「**産業財産権人材育成協力事業**」として、海外の知財人材（審査官や企業知財人材）の研修・能力向上を支援するプログラムも継続されています⁵¹⁵⁰。例えば毎年、多くのアジア諸国の審査官を招いて特許審査実務研修を実施し、各国の審査品質向上と人的ネットワーク構築に貢献しています。こうした国際機関との連携・支援活動は、日本が知財分野での**ルールメイキング**や**制度調和**を主導する上で重要な外交ツールとなっています。

以上のように、特許特別会計の国際関連施策は、「**日本企業の海外知財活動支援**」と「**各国知財制度の整備・調和支援**」の二本柱で展開されています。前者により日本企業はグローバルに事業展開しやすくなり、後者により世界全体の知財保護水準が向上することで、日本発のイノベーションを海外でも適切に保護・活用できる環境づくりに寄与します。これらは産業競争力強化だけでなく、国際的な知財システムの安定にも資する取り組みです。

7. 政策の継続性・前年からの変化

令和8年度概算要求における特許庁関係施策は、**基本的な政策方向性に大きな変更はなく継続性が保たれています**。令和7年度に打ち出された重点方針（迅速・高品質な審査の提供と知財活用支援の強化）は令和8年度も踏襲されており、概算要求のポイント資料における冒頭メッセージも前年とほぼ同様に「**無形資産の重要性が高まる中で知財を戦略的に活用することの重要性**」を強調しています¹¹。これは知財政策の大局が一貫していることを示すものです。

一方で、具体的な施策レベルではいくつかの新機軸や重点シフトが見られます。前年との主な変化点を整理します。

- ・**生成AI導入など最新技術対応**: 前年度には言及のなかった**生成AI活用**が令和8年度で新規施策として盛り込まれました⁵。これにより特許庁はAI時代に対応する姿勢を鮮明にしています。前年までもAI活用調査は進めていたものの、本格導入に踏み切った点は**政策の進化**と言えます。
- ・**知財人材育成への注力**: 令和7年度には「地域知財普及啓発イベント」等、広く社会に知財活用を促す取組が行われていましたが、令和8年度はこれを発展させる形で「**未来を担う知財人材育成事業**」が新設されました²¹。小中高生を対象に創造性を育むプログラムを実施し知財への理解を高めるなど、より**次世代に焦点を当てた施策**にシフトしています⁵²。これは将来の産業人材基盤強化につながる中長期的視点の政策であり、前年からの変化として注目できます。
- ・**地域支援策の深化**: 前年度に創設・拡充された地域知財支援ネットワーク（モデル地域、地域連携促進事業等）は、令和8年度も引き続き重点的に扱われ、**予算の増額**や対象拡大が行われました²⁰。例えばモデル地域創出事業は予算が約1.4倍に増え、より多くの地域・機関が参加できるようになっています²⁰。政策の狙い自体（地域裾野拡大）は同じですが、**施策規模の拡大**という変化があり、成果重視・全国展開への意欲が感じられます。
- ・**支援策の調整**: 令和7年度に新規だった施策（例: 中堅企業の事業再編時の知財戦略支援など）は令和8年度では個別に強調されていませんが、INPIT交付金事業の中で継続実施されています⁵³。また、令和7年度に強化された「社会課題解決×知財の情報発信」は、令和8年度では**知財人材育成やスタートアップ支援ネットワーク**の形で引き継がれています。これらは施策の**パッケージングや名称が変化**したものの、政策目的は連続している例と言えます。
- ・**予算配分の微調整**: 前年度、大幅増額された知財活用支援分野（+33%）に対し、令和8年度は増加率こそ抑えめですが、審査DX分野への配分増が目立ちます⁵⁶。これにより特許特別会計全体の中で審査インフラ強化の占める割合がやや上昇しています。もっとも、この変化は政策の軸が変わったというより**技術投資サイクル上の調整**であり、知財支援軽視ということではありません。むしろ支援策は前年の大幅拡充を基盤に、実行フェーズへ移行した段階と考えられます。

総じて、令和8年度概算要求の**政策の継続性は高く**、知財立国に向けた取組が着実に継承・発展されています。その中で、デジタル技術や次世代人材といった**新たな要素を取り込みつつ柔軟に進化**している点が特徴です。知財制度は中長期的視点が重要な分野であり、昨年度から今年度への変化は急激な路線変更ではなく**段階的深化**と評することができるでしょう。引き続き、前年までの成果を検証しつつ、新規施策の効果を高める運用が求められる段階にあります。

主要事業一覧表（令和8年度概算要求）

令和8年度特許特別会計概算要求における主要事業の内訳を、事業区分（新規・継続等）、要求額（前年度額）、施策目的、実施主体の観点で以下の表にまとめます。

主な事業 名・施策(新 規/継続/拡 充)	概算要求額 【令和8年 度】 (前年度)	施策概要・目的	実施主体・関係機 関
必要な審査 能力の確保 (継続)【注: 生成AI活用 を新規実 施】	316.6億円 (313.2億 円) 5	特許・商標審査に必要な要員・調査費の確保。先 行技術文献調査や商標調査の外部委託により円滑 な審査を実施し、審査遅延を防止。【継続】令和 8年度より 生成AIによる検索インデックス自動生 成 を導入し、調査効率を向上【新規】。 5	特許庁（審査第一 部・商標課等）、 外部調査機関（登 録調査機関）
情報システ ム刷新・運 用(拡充)	379.8億円 (336.9億 円) 2	特許庁基幹ITシステムの維持・更新。24時間オン ライン出願環境の整備や老朽システムの段階的刷 新、国際連携・法改正への対応システム改修等を 実施 3。前年度比+42.9億円でDX投資を強化 2。	特許庁（総務課情 報技術統括室）、 民間ITベンダー
INPIT運営 費交付金(継 続)	122億円 (120億 円) 7	独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT） の運営費補助金。特許情報の収集提供、全国の中 小企業等への知財相談・支援、人材研修等の INPIT業務を実施 8。地方拠点での相談窓口設置 や企業支援強化のため前年度比+2億円。	特許庁→INPIT (独立行政法人)
スタート アップ知財 支援基盤整 備事業(継 続/拡充)	3.8億円 (3.7億円) 54	スタートアップ企業の知財戦略構築を支援。VCや アクセラレータ等 支援機関へ専門家を派遣 し、知 財面からスタートアップの成長を支援 32。好事 例や知見を共有するネットワーク・イベント開催 によりエコシステム全体の知財活用を促進 32。 前年新規事業（R7拡充）で、R8も継続拡充。	特許庁（普及支援 課・企画調査 課）、委託先（民 間企業等）、VC業 界、INPIT
中小企業等 海外展開支 援事業(継 続)	11億円 （11 億円） 33	中小企業・スタートアップ・大学等の 外国特許出 願費用や審査料等を補助 し、海外での特許権取得 を促進 34。併せて海外知財訴訟・侵害対策費用 も一部支援し、模倣品被害への対応力を強化。 【継続】予算は前年同額。グローバル展開時の知 財コスト負担を軽減し、日本企業の海外特許出願 率向上が目標 35。	特許庁（国際協力 課）、委託先 （JETRO等を通じ 企業へ助成）
知財経営支 援モデル地 域創出事業 (拡充)	3.8億円 (2.7億円) 20	地域における産学官金連携の 知財支援モデル地域 を創出。連携意欲の高い産業支援機関等に対し、 地域中小企業への知財支援モデル事業費を補助 25 55。①地域連携による既存支援拡充（補助 率1/2、上限1000万）、②先導的支援策の構築 （定額、上限500万）の取組を募集 56。前年度 より予算拡充し採択地域を増加。	特許庁（普及支援 課）、経済産業 局・地方支援機関 （補助事業実施主 体）
未来を担う 知財人材育 成事業(新 規)	0.7億円 （- 新規） 21	次世代（小中高生等）の知財人材育成 プログラ ム。創造性を育むワークショップ等を通じ知財へ の理解を高める 52。また、アントレプレナー教 育の一環で知財教育カリキュラムを実践 52。地 域企業とも協力し、若年層の知財意識向上と将来 の知財活用人材輩出を狙う。【新規】政策。	特許庁（普及支援 課）、委託先（教 育プログラム実施 団体等）、地域企 業

主な事業 名・施策(新 規/継続/拡 充)	概算要求額 【令和8年 度】 (前年度)	施策概要・目的	実施主体・関係機 関
先端技術等 による特許 庁業務改革 調査事業(継 続)	1.5億円 (1.5億円) 31	AI等先端技術の特許庁業務への導入可能性を調査・実証する5カ年計画事業(R4～R8) 28。審査・審判・公報等の各事務について、業務改革・効率化の観点からAI活用の可否を検証し、導入判断の指針を得る。【継続】最終年度にあたり、5件以上の業務で導入可否判断の確立を目指す 28。	特許庁(総務課)、委託先(コンサル・システム企業等)
各国におけ る知財制度 基盤整備事 業(継続)	12億円(12 億円) 40	海外主要国の知財制度動向調査と日本企業支援。現地に知財専門家を駐在させ制度・運用を調査し、日本企業(現地日系企業)へ情報提供 41。現地企業からの模倣被害相談に対応し、海外での権利取得・行使のインフラ整備を支援 41。調査情報は日本の知財政策立案にも活用 43。	特許庁(国際協力課)、委託先(独法JETRO等)
知的財産保 護包括協力 推進事業(継 続)	0.5億円 (0.5億円) 46	日中知財協力枠組み構築による中国の知財制度改善。日中双方の有識者が共同研究を行い、中国の審査・エンフォースメント等運用改善策を提言 47。短期的に中国政府へ年10件以上の改善提案を実施、長期的に提言が中国の法制度改正等に反映されることを目指す 48。日本企業の中国における知財保護環境を向上。	特許庁(国際政策課)、中国国家知識産権局等(協力機関)、委託先(研究機関等)

(注) 上記は主要な新規・重点事業を中心に抜粋した一覧です。ほかにも、産業財産権人材育成協力事業(海外人材研修)、知財侵害対策国際ワーキンググループ事業、特許分類付与業務、各種統計調査費など、多様な事業が令和8年度概算要求に含まれています。

以上の調査分析から、令和8年度特許特別会計概算要求は、**知的財産を通じたイノベーション創出と競争力強化**という一貫した政策目標のもと、デジタル技術の活用や人材育成、新興企業支援、国際連携などをバランス良く盛り込んだ内容となっていることが明らかになりました。特許庁および経済産業省は財政規律を守りつつ必要な投資を行う姿勢を示しており、日本の知財行政が次のステージへと進化する予算要求と言えるでしょう 1。

1 10 11 13 14 2026chizai_gaisanyoukyu.pdf

file:///file-VxsvmavrTghqor7tgKCpWM

2 5 6 7 15 16 17 18 19 38 53 jpo.go.jp

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/yosanan/2026chizai_gaisanyoukyu.pdf

3 4 8 9 21 23 24 25 35 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 52 55 56 meti.go.jp

https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2026/pr/pdf/pr_tokkyo.pdf

12 jpo.go.jp

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/yosanan/2025chizai_gaisanyoukyu.pdf

20 22 26 27 28 29 31 32 33 34 36 37 39 54 pr_tokkyo.pdf

file:///file-UZ39ruQ2sZAJmE7z9WGvnk

30 50 51 令和8年度経済産業省概算要求のPR資料一覧:特許特別会計 (METI/経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2026/pr/tokkyo.html>